

大阪医科薬科大学 医学研究支援センター医療統計室細則

(令和元年10月17日施行)

(趣旨及び名称)

第1条 この細則は、大阪医科薬科大学医学研究支援センター規程（以下、「センター規程」という。）第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学医学研究支援センター（以下、「センター」という。）に設置する医療統計室の管理運営等について定めるものとする。

(目 的)

第2条 医療統計室は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）における研究活動の統計的支援及び教育活動を通して本学の研究の質向上に資することを目的とする。

(業 務)

第3条 医療統計室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究デザイン相談及び解析方法相談等のコンサルテーション業務
- (2) 研究者に対する統計解析指導・講習の企画運営等の教育的支援業務
- (3) 研究計画書の作成、サンプルサイズ設計等の研究支援業務
- (4) 研究データの整形及び解析並びに作図・作表等の統計解析業務
- (5) 論文作成時の統計解析に関する事項の文書作成・査読対応の論文作成支援業務
- (6) その他医療統計に関する業務

2 上記業務を遂行するにあたり別に定める費用を徴収することがある。

(組 織)

第4条 センター規程第3条第2項に基づき、医療統計室に医療統計室長を置く。

2 室長はセンター長が指名する。

3 医療統計室には、教員あるいは職員を若干名置くものとする。

(運営委員会)

第5条 医療統計室の管理・運営に関する事項を審議するため、医療統計室に医療統計室運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(改 廃)

第6条 この細則の改廃は、学長が行う。

附 則

この細則は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、令和３年１１月２４日から施行する。